

高萩・北茨城広域事務組合企業職員就業規程

平成22年3月25日

規程第3号

改正 令和元年10月1日規程第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）

第89条の規定に基づき、高萩・北茨城広域事務組合（以下「組合」という。）に勤務する職員の勤務上の諸条件を定めるものとする。

(適用の範囲)

第2条 この規程は、組合に勤務する職員のうち、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条の企業職員（以下「職員」という。）について適用する。

2 臨時に雇用するものについては、北茨城市臨時職員の勤務条件等に関する規程（平成21年北茨城市訓令第2号）の例による。ただし、賃金の額等については、管理者が別に定める。

(服務の根本基準)

第3条 職員は、地方公営企業が常に企業の経済性を發揮するとともに、その本来の目的である公共福祉を増進するように運営されなければならないことを深く自覚し、自己の本分を守り、上司の命に従い、全力を挙げて職務の遂行に専念しなければならない。

(服務)

第4条 職員の服務については、北茨城市職員服務規程（昭和48年北茨城市訓令第5号）の例による。

(服務の宣誓)

第5条 職員は、北茨城市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和31年北茨城市条例第25号）の定める例により服務の宣誓をしなければならない。

(職務に専念する義務の特例)

第6条 職員の職務に専念する義務の特例については、北茨城市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和31年北茨城市条例第26号）の例による。

(本務以外の勤務)

第7条 職員は、必要があるときは、上司の命により他の係の業務を補佐しなければならない。

2 職員は、火災、水災、その他の災害又は緊急事態の発生にあたっては、速やかに所定の勤務に服さなければならない。

(勤務時間及び休日、休暇等)

第8条 職員の勤務時間及び休日、休暇等については、北茨城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年北茨城市条例第3号）及び北茨城市職員の勤務時間、休暇等に

関する規則（平成7年北茨城市規則第1号）の例による。

（出退勤及び時間外勤務）

第9条 職員の出退勤及び時間外勤務については、北茨城市服務規程（昭和48年北茨城市訓令第5号）の例による。

（育児休業等）

第10条 職員の育児休業等については、北茨城市職員の育児休業等に関する条例（平成4年北茨城市条例第1号）及び北茨城市職員の育児休業等に関する規則（平成4年北茨城市規則第3号）の例による。

（給与）

第11条 職員の給与は、高萩・北茨城広域事務組合企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和59年高萩・北茨城広域工業用水道組合条例第7号）の規定による。

2 紙の額及び支給の方法は、北茨城市職員の給与に関する条例（昭和32年北茨城市条例第16号）及び北茨城市職員の給与に関する規則（昭和32年北茨城市規則第7号）に準ずるものとする。

（分限）

第12条 職員の分限については、北茨城市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和31年北茨城市条例第23号）の例による。

（懲戒）

第13条 職員の懲戒については、地方公営企業労働関係法第12条及び北茨城市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和31年北茨城市条例第24号）の例による。

（処分審査及び基準）

第14条 職員の処分審査及び基準については、北茨城市職員懲戒審査委員会規則（昭和32年北茨城市規則第14号）及び北茨城市職員の交通事故に係る懲戒処分等に関する基準（平成6年北茨城市訓令第3号）の例による。

（研修）

第15条 職員には、その職務能率の発揮及び増進のため研修を受ける機会を与える。

2 前項の研修は勤務とみなす。

（危害防止）

第16条 作業現場の職員は、上司の指導に従い、危害、災害の発生防止に努めなければならない。

（環境衛生）

第17条 職員は、常に職場の整頓に留意し、環境の清潔保持に努めなければならない。

（病者の就業禁止）

第18条 職員が、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第68条の規定に該当したときは、就業を禁止する。

(健康診断)

第19条 職員は、採用のとき、及び毎年少なくとも1回以上、定期又は臨時の健康診断を受けなければならない。

(災害補償)

第20条 職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）を受けたときは、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところにより補償する。

(退職の手続)

第21条 職員が退職を希望するときは、死亡退職を除き、書面により管理者に願出なければならない。

2 職員は、前項の規定により、退職願を提出した後においても、その承認があるまでは、引き続き勤務しなければならない。

(勧奨退職)

第22条 職員の勧奨退職については、北茨城市職員勧奨退職要綱（平成6年北茨城市訓令第2号）の例による。

(表彰)

第23条 職員が顕著な功績をあげ、又勤務成績が優秀で他の模範となるものがあった場合は、これを表彰する。

2 前項に規定する表彰の基準については、管理者が別に定める。

(地方公務員等共済組合法の適用)

第24条 職員又はその職員の被扶養者の傷い疾病、出産、死亡等の場合には、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の定めるところにより補償される。

(その他)

第25条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規程第7号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。